

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、財務部納税課に保管していますので受領してください。

令和8年9月30日

大分市長 足立 信也

送達すべき書類の名称	市県民税（普通徴収）、軽自動車税 固定資産税・都市計画税 督促状
送達を受けるべき者の氏名(名称)	別紙のとおり
(注意) この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示を始めた日から起算して7日を経過したときをもって送達されたものとみなされます。	

督促公示

税目名称	氏名	通知書区分	課税年度	相当年度	期別	納期限
個人市県民税（普通徴収）	高橋 康雄	督促状	R 8	R 8	第 2 期	20260831
個人市県民税（普通徴収）	WEHALLAGE MADHARA RASHMIKA LANKA	督促状	R 8	R 8	第 2 期	20260831
個人市県民税（普通徴収）	GUO CHUNTAO	督促状	R 8	R 8	第 2 期	20260831
固定資産税・都市計画税	幸 勝子	督促状	R 8	R 8	第 2 期	20260731
軽自動車税	目原 秀一	督促状	R 8	R 8	全期	20260731
軽自動車税	信岡 直樹	督促状	R 8	R 8	全期	20260731
軽自動車税	菅沼 秀征	督促状	R 8	R 8	全期	20260731
軽自動車税	竹之下 賢志	督促状	R 8	R 8	全期	20260601
	件 数	8 件				